

東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近鉄道高架化を目指して 連絡協議会結成大会

日時 平成17年9月30日(金)午後6時30分から
(午後6時開場)

場所 竹の塚地域学習センター 4階ホール



平成17年3月15日、竹ノ塚駅南側の踏切で、二人が亡くなり、二人が負傷するという極めて痛ましい事故が発生しました。

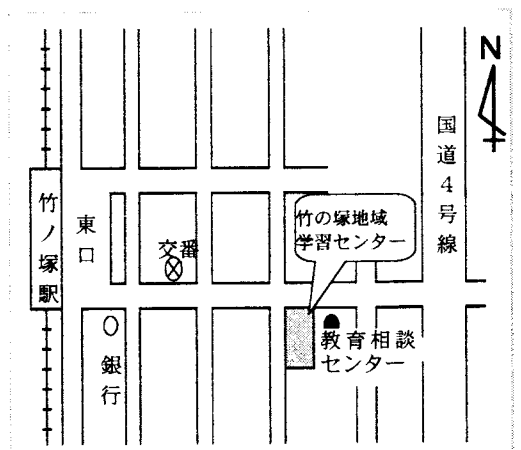
かねてより、踏切の危険性は指摘されてきました。また、多年にわたり東西地域の文化の交流や円滑な交通を阻害してきました。

踏切問題の抜本的解決には、一日も早い鉄道高架化が必要です。

そこで、竹ノ塚駅鉄道高架化早期実現の会、足立区議会鉄道高架化促進議員連盟及び足立区は、鉄道高架化早期実現まで、粘り強く運動を続けるため、「(仮称)竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会」を結成することとしました。

つきましては、この連絡協議会結成の趣旨をご理解いただき、多くの区民や団体のご賛同と結成大会へのご参加をお願いいたします。

(竹の塚地域学習センター案内図)



【問合せ先】(仮称)竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会結成準備会事務局
足立区都市整備部立体化担当 (3880) 5111 内線2424

(仮称) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会結成大会次第

- 1 開会
- 2 協議会結成までの経過報告
- 3 議事 (1) 規約の承認
(2) 役員を選任 会長、副会長及び理事
- 4 会長挨拶
- 5 来賓挨拶 国会議員
東京都議会議員
足立区議会議長
- 6 来賓紹介
- 7 結成宣言・今後の活動方針の承認
- 8 閉会

(仮称) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会結成準備会委員一覧

団体名	役職名	氏名
竹ノ塚駅鉄道高架化 早期実現の会	湊江町会自治会連合会会長	古庄 孝夫
	湊江町会自治会連合会副会長	澤田 榮介
	湊江町会自治会連合会副会長	遠藤 寛次
	湊江町会自治会連合会副会長	芦川 一男
	湊江町会自治会連合会副会長	國井 幹雄
	伊興地区町会自治会連絡協議会会長	高橋 清
	伊興地区町会自治会連絡協議会副会長	田中 正次
	伊興地区町会自治会連絡協議会副会長	直井 秀夫
	伊興地区町会自治会連絡協議会副会長	横山 敏夫
足立区議会鉄道高架 化促進議員連盟	会長	白石 正輝
	副会長	渡辺 ひであき
	副会長	きじま てるい
	副会長	米山 やすし
	副会長	針谷 みきお
	事務局長	くじらい 光治
足立区	助役	角田 公
	都市整備部長	佃 朝明
	都市整備部参事(住宅・立体化)	岡野 賢二
	都市整備部副参事(立体化)	青柳 一彦

(仮称) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会役員 (案)

会 長	鈴木 恒年 (足立区長)
副会長	古庄 孝夫 (洺江町会自治会連合会長)
	高橋 清 (伊興地区町会自治会連絡協議会長)
	白石 正輝 (足立区議会鉄道高架化促進議員連盟会長)
理 事	協議会結成準備会委員

竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会結成にかかわる宣言文 (案)

地域の生活や交通を分断している東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近の踏切問題は、区をあげて解決すべき大きな課題である。

この課題の解決のために、区民、区議会及び区の三者が一体となり、竹ノ塚駅付近鉄道高架化の早期実現をめざす取り組みが必要である。

ここに、区民、区議会及び区の三者による広範な運動を展開するため、竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会を結成する。

竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会活動方針 (案)

協議会は、東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近の鉄道高架化による踏切の解消及び駅東西の一体的なまちづくりの促進をめざし、国、東京都及び鉄道事業者等関係機関への要請、区民への広報その他必要な活動を行う。

○関係機関への要請行動

協議会は、国、東京都及び東武鉄道等関係機関に対する要請活動を、毎年1回以上行うこととする。

○区民への広報・参加呼びかけ

協議会は、区議会及び区の協力を得て、広報紙の発行や講演会を開催するなど、広く区民に対し広報活動を行うとともに、協議会への参加呼びかけを行うものとする。

○情報の共有化

竹ノ塚駅付近の鉄道高架化に向けた検討状況等、情報の共有化を図り、活動の円滑化、まちづくりの促進を図る。

○その他必要な活動

協議会は、踏切問題の早期解消をめざし、その他必要な活動を行うこととする。

竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会という。

（目 的）

第2条 本会は、東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近の鉄道高架化を実現し、駅東西地域の連携したまちづくりを促進することを目的とする。

（事業等）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、国、東京都及び鉄道事業者等関係機関への要請、その他必要な活動を行う。

（組 織）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する区民、区内の団体、区議会及び区の関係職員をもって組織する。

（役 員）

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	若干名
会計監事	若干名
理事	若干名

2 会長及び副会長は、理事会で互選する。

3 会長は会務を総括し、本会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（理事会）

第6条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、本会の加盟団体の構成員その他から選任する理事をもって構成する。

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

5 理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（補 則）

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が決定する。

付 則

この規約は、平成17年9月30日から施行する。